

令和7年度 個人情報保護委員会受託事業
グローバル越境プライバシールール（GCBPR）システムの普及促進に関する調査業務

調査報告概要資料

2025年12月1日

 JIPDEC

一般財団法人日本情報経済社会推進協会

認定個人情報保護団体

本紙概要

- I. 調査概要
- II. 個人情報の越境移転に係る実態調査・分析等
- III. 広報・アウトリーチ活動に関する提言

I. 調査概要

■ 背景及び目的

2025年6月2日よりグローバル CBPR フォーラムが運営するGCBPRが正式に稼働を開始した。

一定の個人データの保護要件を満たしている事業者を国際的に認証する制度であるGCBPRの普及啓発のため、個人情報越境移転に係る実態等を調査・分析し、効果的に広報・アウトリーチ活動を実施するための資とすることを目的として業務を行った。

■ 実施方針

令和6年度、経済産業省にて「越境プライバシールール（CBPR）認証制度の普及等に向けた調査（以下、「R6調査」という。）」が実施されており、本調査業務では、R6調査の結果を踏まえ、さらに詳細に検討すべき項目及びR6調査では対象にできなかった項目について、調査・分析を実施した。



II. 個人情報情報の越境移転に係る 実態調査・分析等

■ GCBPRの普及促進のため、効率的に広報・アウトリーチ活動を実施するための資料とすることを目的として、R6調査では対象にできなかった項目や、さらに詳細検討すべき項目について調査・分析した。

2.1. 業種ごとの越境移転ニーズ等アンケート調査

2.2. 調査2.1.を踏まえた企業ヒアリング

2.3. GCBPRの強み・利点の詳細分析等

2.4. 企業認証プロセスの詳細分析及び効率化の検討

2.5. GCBPRメンバー間の個人データの越境移転において認証企業が受ける利点調査

2.6. 各国法令とGCBPRのプログラム要件とのマッピング分析



1

越境移転の実態

多くの企業がSaaS利用等で意図せず越境移転を実施。移転根拠は「**本人同意 (74.3%)**」に大きく依存。

2

普及に向けた壁

GCBPRの認知度は低く、最大の未取得理由は「**自社業務における必要性を感じていない**」。普及には「**外的要因（入札要件等）**」が不可欠。

3

制度の優位性

ISMS等と比較し、GCBPRは「**国境を越える個人情報保護**」に特化した透明性の高い国際制度。

4

今後の打ち手

普及促進のためには、**審査プロセス（50の質問等）の効率化**と、**海外法域（シンガポール・ドバイ国際金融センター等）での法的優遇措置の拡大**が必要。

2.1. 業種ごとの越境移転ニーズ等アンケート調査

越境移転の目的

64.5%

自社サービス提供のため

越境移転先の属性

33.9%

クラウドサービス事業者
(SaaS等)

越境移転する情報の種類

68.3%

従業員情報
(氏名・住所・電話番号・
性別・メールアドレス)

個人データの移転根拠

74.3%

本人同意
GDPRを根拠とした移転は少数派
十分制認定 (25.0%)

本人同意とサービス利用

71.6%

同意しない場合、
サービス提供不可になる

本人同意を要しない情報の
利活用

69.5%

行なっていることはない

越境移転における最大の課題は、「越境先のデータ保護規制の理解と対応 (37.2%) 及び「国ごとのルール調整の困難さ (31.7%)」

GCBPRの認知度と取得へのハードル なぜ取得に至らないのか？

- ⚠ 「自社業務における必要性を感じていない」（最多意見：海外との直接的なやり取りが限定的という認識）
- ⚠ 制度自体の認知度・理解度の不足
- ⚠ メリット・費用対効果が不明確

何が取得の動機になるか？

- ☑ 外的要因：顧客からの要請、取引条件、行政受託の入札参加資格等の「ビジネス上の必要性」
- ☑ グループ認証の導入：企業の運用・維持コスト削減のため（ほぼ全社が希望）
- ☑ 既存認証との連携：ISMS等との重複部分の排除による追加負担の軽減

2.3. GCBPRの強み・利点の詳細分析等

「国境を越えるデータ保護」に特化した国際的な信頼性確保の面で圧倒的な優位性を持つ

	GCBPR	ISMS・PIMS	Pマーク
目的・特化領域	越境する個人情報の保護に特化 参加国政府が関与	組織全体のマネジメントシステム 越境データに特化していない	組織全体のマネジメントシステム 越境データに特化していない
国際協力	グローバルCAPEにより国境を 越えた執行協力が可能	該当なし	該当なし
認証期間	1年（再審査） モニタリング（申請から半年後）	3年（更新審査） サーベイランス（年1回）	2年（更新審査） 審査範囲は全てではない
認証費用	個別見積り方式 業務内容・移転先数等により変動	個別見積り方式 対象範囲・要因数等により変動	固定料金 企業規模・新規または更新区分有

プログラム要件（合致率）

- ・ GCBPRはPマーク/PIMSと高い合致率を持つ
- ・ 合致率が低い領域は情報セキュリティや委託先管理
- ・ ISMSは情報セキュリティ分野ではより詳細な管理策を持つ

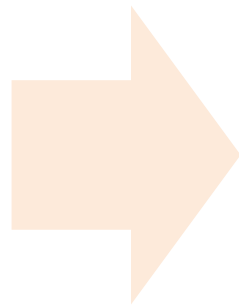
2.4. 企業認証プロセスの詳細分析及び効率化の検討

企業認証（AA）プロセスの実態

工数	期間	審査員数	費用
1.3~132人日	2.25~6ヶ月	1~4名	US \$ 3,600~ \$ 65,445

「50の質問の適合性評価」
が審査の重要工程

効率化に向けた
方向性



デジタル化：オンラインプラットフォームの導入による情報の一元管理と手作業の削減（海外AAで実績あり）

既存認証との連携：ISMS等取得企業に対する提出書類の加工・整形負担の軽減（差分審査の導入検討）

運用負担の軽減：1年という短い更新期間を考慮した、品質を担保しつつの工程省略モデルの設計

明示的な「相当措置」として認める法域

シンガポール、ドバイ国際金融センター ※日本も含む

GCBPR認証が法令上、越境移転の相当措置・認証メカニズムとして
明確に規定されており、直接的なベネフィットを享受可能
他法域では制度の整合性はあるが、公式な優遇扱いとは言えない

相当措置の概念はあるが、明示的ではない法域

オーストラリア、韓国

越境移転先が、自法域と同等の水準の個人情報保護制度を有する場合に、移転可としている

2.6. 各国法令とGCBPRのプログラム要件とのマッピング分析

ベトナム、インド、インドネシア
の法令とGCBPRのプログラム要件は概ね整合していると言える



ベトナム (PDPA/PDPL)

- ・ 通知要件は比較的整備されている
- ・ 細かい記載内容は規定が弱い
- ・ 完全性・訂正の通知義務は不十分
- ・ セキュリティ対策は幅広く規定されており比較的強い
- ・ 責任に関する規定は限定的

インド (DPDP Act)

- ・ 通知は目的・データ種類・権利などが規定されている
- ・ 収集方法の通知義務など細部は不足
- ・ 「互換性のある目的」の概念がないため一部の利用項目は弱い
- ・ セキュリティ・監査などは SDF重要データ受託者)のみ強制
- ・ アクセス・訂正権はあるが具体手続きが少ない
- ・ 苦情対応は比較的明確に規定されている

インドネシア (PDP Law)

- ・ 通知項目は同意要件とセットで規定されるため同等とは言えない
- ・ 完全性・訂正権は比較的明確にある
- ・ セキュリティ対策は広範に規定されており強い
- ・ 物理的セキュリティは明記されず
- ・ アクセス権は無償を原則としつつ例外あり
- ・ 苦情対応の手続きは、データ主体の権利としての定義に留まる

III. 広報・アウトリーチに活動に関する提言

■ 目的

Ⅱ. のアンケート・ヒアリング調査により、GCBPRの理解度・知名度が低い現状、及び事業者が求める情報や対象とすべき重点ターゲット等が明確になった。これらの詳細は、3. 広報・アウトリーチ活動時の留意点で後述する。

本章では、調査結果を基に、GCBPR周知のための広報活動並びに参加法域数及び参加企業数の増加に向けた効果的なアウトリーチ活動を導出し、有効な指標を提言する。





Webサイト



セミナー シンポジウム



パンフレット リーフレット

課題

- ・ 制度の説明が不足している
いずれの主体（フォーラム・官庁・JIPDEC）も、GCBPR制度の詳細説明やメリットの提示が十分でない とされている。
- ・ 情報がわかりにくい
文字中心で理解しづらい、体系的な情報構成になっていないなど、**利用者が理解しにくい情報設計** が共通の課題として挙げられている。

- ・ 情報が深い階層にあり見つけにくい。
- ・ 開催は単発で継続性がない。
- ・ 大都市以外での開催が少なく、参加しづらい。
- ・ 内容は文字中心で講義形式、理解が進みにくい。

- ・ 現状ほぼ存在せず。
- ・ 事例・メリット・費用対効果など、企業の実務に役立つ資料が不足。

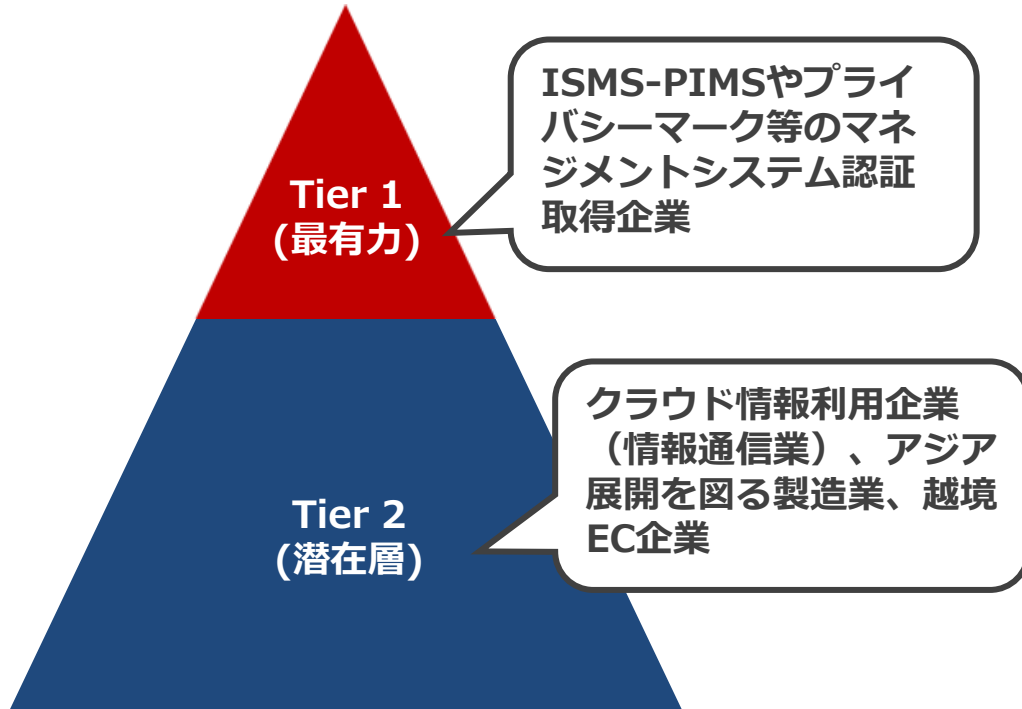
解決策

- ・ トップページにGCBPRバナー設置
- ・ 省庁・審査機関の独自視点でメリットや事例の紹介を強化
- ・ 企業規模や職種を問わず対象であることを明確化
- ・ SNS・業界メディア・広告で誘導を強化
- ・ 図版・動画など視覚的なコンテンツの増強

- ・ 地方開催やオンラインアーカイブ化
- ・ SNS・YouTubeで告知拡充
- ・ 初心者向けワークショップ導入
- ・ FAQ更新や相談窓口案内など、フォローアップ強化

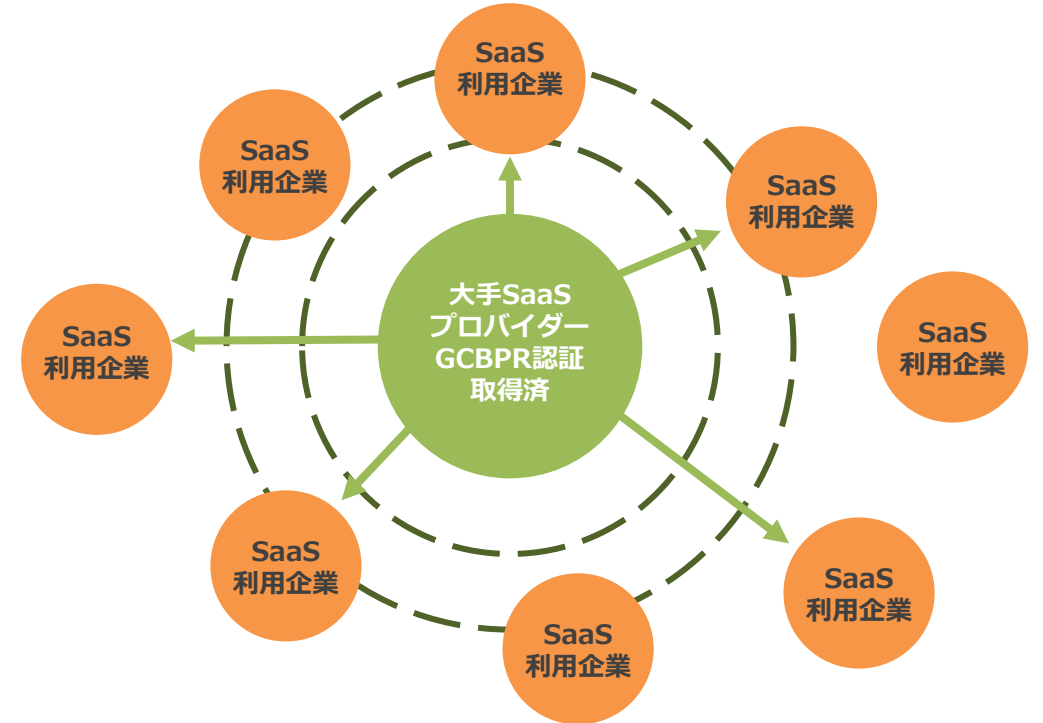
- ・ 図解中心の1枚ものや三つ折り版を試作
- ・ 事例、認証プロセス、維持体制、費用対効果を掲載
- ・ 行政機関や自治体などに設置し広く周知

ターゲットピラミッド



「無意識の越境移転」へのアプローチ
クラウド利用＝実質的な越境移転である事実を啓発し、対応の緊急性を理解させる。

SaaS提供企業を通じた波及効果



アンバサダーとしての認証企業活用
サービスを通じて利用企業へ越境移転の「気づき」を与え、面的な認知拡大を狙う。

1



外的要因（インセンティブ）の創出

単なる「信頼性」の訴求から脱却。官公庁の入札要件化や、大手企業からのサプライチェーン要請など、ビジネスに直結するインセンティブを設計する。

2



審査・運用コストの劇的削減

オンラインプラットフォームの活用や、ISMS等既存の第三者認証との連携・差分審査を導入し、企業の二重負担を解消する。グループ認証を早期導入する。

3



法的メリットの国際的な可視化

意図せぬ越境移転（SaaS利用等）のリスク啓発と共に、GCBPR取得が各国（特にアジア圏）のデータ保護法対応において「実質的な免罪符・適法ルート」となるよう国際的な働きかけを強化する。